

24年度 論文錬成 民事訴訟法

【問題1】

以下の設例を読み、すべての問いに答えなさい。(計 25 点)

(設例)

X は、大阪地方裁判所に、本件手形の振出人である Y に対して、3000 万円の手形金の支払いを求める訴え（以下、「本件訴え」という）を手形訴訟によって提起した。ところが、これよりも前に、Y は本件手形金債務の不存在確認を求める訴え（以下、「別件訴え」という）を大阪地方裁判所に提起していたため、X が本件訴えを提起した時点で、別件訴えは第 1 審裁判所である大阪地方裁判所にすでに係属していた。このことから、本件訴えの第 1 審裁判所である大阪地方裁判所は、本件訴えが二重起訴の禁止に抵触するとして却下した。

(問い)

(1) X は第 1 審判決を不服として、控訴提起を検討している。あなたが X の訴訟代理人であるとして、手形訴訟の特殊性に留意しつつ、本件訴えが二重起訴の禁止に抵触するとした第 1 審判決に対し反論しなさい。(15 点)

(2) 仮に、別件訴えの係属中に提起された本件訴えが二重起訴禁止に該当せず、適法に係属するとされ、認容判決がなされた場合、Y は、本件の手形金債権について、審理の重複、判断の矛盾抵触が生じるおそれを回避するため、どのような訴訟対応をすればよいか。(10 点)

【問題2】

以下の設例を読み、問いに答えなさい。(25 点)

(設例)

X と Y は兄弟であるが、父母が死亡したため、各 2 分の 1 の持分割合により本件土地建物を相続し、遺産として共有していた。X は、父 A の相続税の申告納付をし、このうち Y が納付すべき相続税額合計 1200 万円（以下、「本件立替金」という）をも支払った。

一方、X は、遺産分割協議の結果、本件土地建物が自己の単独所有になったと主張して、Y の持分につき処分禁止の仮処分（以下、「本件仮処分」という）を申請し、その執行をしたが、後にこの仮処分は取り消され、本案でも敗訴した。

Y は、この違法仮処分により、本件土地建物の持分 2 分の 1 を通常取引価格より低い価格で売却することを余儀なくされたと主張して、2023 年 6 月 5 日、X に対し、当初の売却予定価格と実際の売買価格との差額 1 億円のうち、金 3000 万円の支払いを求める別件訴訟を提起した。

これに対し、X は、2023 年 8 月 27 日、Y に対して、本件立替金 1200 万円の不当利得の返還を求める本件訴訟を提起した。

Y は、本件訴訟において、本件立替金について不当利得返還義務の存在を争うとともに、2024 年 10 月 28 日の口頭弁論期日において、本件仮処分の違法性を理由とする損害賠償請

求権の残部を自働債権として相殺の意思表示（以下、「本件相殺の抗弁」という）をした。
（問い）

本件相殺の抗弁は許されるか。以下の判旨を踏まえて論じなさい。

最判平成 3・12・17 民集 45 卷 9 号 1435 頁

「係属中の別訴において訴訟物となっている債権を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは許されないと解するのが相当である。」

以上